

杖道試合・審判規則

杖道試合・審判細則

付1 杖道試合・審判運営要領

付2 杖道試合・審判規則の改正と運用上の要点

平成24年4月1日

全日本剣道連盟

目次

杖道試合・審判規則

以下「規則」という

第1条 本規則の目的 ……1

第1編 試合

第1章 総則

第2条 試合場 ……1

第3条 用具 ……1

第4条 服装 ……2

第2章 試合

第1節 試合事項

第5条 選手構成 ……3

第6条 試合 ……3

第7条 個人試合 ……3

第8条 団体試合 ……3

第9条 試合の開始 ……4

第10条 試合の中止、再開 ……4

第11条 試合の中止要請 ……4

第12条 試合の終了 ……4

第2節 勝敗の決定

第13条 勝敗の決定 ……5

杖道試合・審判細則

以下「細則」という

第1条 規則第2条（試合場）

第2条 規則第3条（用具）

第3条 試合者の名札

第4条 審判旗などの規格

第5条 サポーターなどの使用

第6条 試合者の入退場および

礼法

第7条 規則第13条1号「判定」

規 則

第3章 禁止行為

第1節 禁止行為事項

第14条 禁止物質の使用・所持
……………5

第15条 非礼な言動 ……………6

第16条 禁止行為 ……………6

第2節 罰 則

第17条 規則第14条、第15条、
第16条 ……………6

第2編 審 判

第1章 総 則

第18条 審判員の構成 ……………7

第19条 審判長 ……………7

第20条 審判主任 ……………8

第21条 審判員 ……………8

第22条 係 員 ……………9

第2章 審 判

第1節 審判事項

第23条 勝敗の決定 ……………10

細 則

第8条 規則第14条（禁止物質
の使用・所持）

第9条 審判長の任務

第10条 試合開始時の審判長の
合図

第11条 審判主任の任務

第12条 審判員の任務

第13条 規則第22条（係員の構
成および任務）

第14条 審判員の服装

規 則

第24条 審判方法 ……………10

第 2 節 審判の処置

第25条 負傷または事故 ……11

第26条 棄 権 ……………12

第27条 試合不能者・棄権者の
既得本数 ……………12

第28条 加害者の既得権 ……12

第 3 節 合議・異議の 申し立て事項

第29条 合 議 ……………12

第30条 異議の申し立て ……13

第31条 疑義の申し立て ……13

第 3 章 宣告と旗の表示

第32条 宣 告 ……………13

第33条 旗の表示 ……………13

第 4 章 補 則

第34条 補 則 ……………14

別表（審判員の宣告と旗の
表示方法）……………15

図（試合場）……………16

図（用具・試合者の名札）…17

図（審判旗などの規格）…18

細 則

第15条 規則第26条（棄 権）

杖道試合・審判規則

以下「規則」という

(本規則の目的)

第1条 この規則は、全日本剣道連盟の杖道試合につき、杖の理法にのっとり、公明正大に試合をし、適正公平に審判することを目的とする。

第1編 試合

第1章 総則

(試合場)

第2条 試合場の基準は次のとおりとし、床は板張を原則とする。

1. 試合場は、第1図のとおりとする。
2. 試合場の開始線の長さおよび開始線の位置は、細則で定める。

(用具)

第3条 使用する用具は、杖と太刀（木刀）とし、その規格は細則で定める。

杖道試合・審判細則

以下「細則」という

第1条 規則第2条（試合場）は、次のとおりとする。

1. 開始線は、幅5センチメートルないし10センチメートルとし、赤・白の2色とする。
2. 試合場の開始線の長さおよび開始線の位置などは、第1図のとおりとする。

第2条 規則第3条（用具）は、次のとおりとする。

1. 「杖」の長さは128センチメートル（4尺2寸1分）、直径は2.4センチメートル

規 則

細 則

(服 装)

第4条 服装は、剣道着・袴とする。

(8分)とし、素材は白櫨の丸木を原則とする。

2. 「太刀」の長さは全長101.5センチメートル(3尺3寸5分)、柄は24.2センチメートル(8寸)、「そり」は1.5センチメートル(5分)とし革鏝付で素材は白櫨の木刀を原則とする。

第3条 試合者の名札は、第3図とし、左胸部に着ける。

第4条 審判旗などの規格は、第4図のとおりとする。ただし、旗の柄の太さは直径1.5センチメートルを基準とする。

第5条 サポーターなどの使用は、医療上必要と認める場合限り、見苦しくない程度において、これを認める。

第6条 試合者の入退場および礼法は、その大会で定められた方法により行う。

第2章 試 合

第1節 試合事項

(選手構成)

第5条 選手は、原則として同
段位の者2名1組とする。

(試 合)

第6条 試合は、トーナメント
戦・リーグ戦により行う。

(個人試合)

第7条 個人試合は、段別また
は無差別とし、あらかじめ定
められた技を順序に従い、
仕・打交替して演武し、審判
員の判定により、勝旗数の多
い方を勝ちとする。

(団体試合)

第8条 団体試合は、次による
ほか、その大会で定められた
方法により、勝敗を決する。

1. あらかじめ定められた順
位によって、各組の試合を
行い、勝者数の多い方の団
体を勝ちとする。
2. リーグ戦またはトーナメ
ント法による各組の試合を

行い、勝数の多い団体を勝ちとする。ただし、勝数が同数の場合は、総旗数の多い団体を勝ちとする。なお、総旗数が同数の場合は、代表者戦によって勝敗を決する。

(試合の開始)

第9条 試合者は、主審の「始め」の宣告で相互に礼をし、試合を開始する。

(試合の中止、再開)

第10条 試合の中止は、審判員の宣告で行い、再開は、主審の宣告で行う。

(試合の中止要請)

第11条 試合者は、事故などのために試合を継続することができなくなったときは、試合の中止を要請することができる。

(試合の終了)

第12条 試合者は、定められた技を終了し、開始線に戻り相互に礼をし、審判員の判定を

規 則

細 則

受ける。

第2節 勝敗の決定

(勝敗の決定)

第13条 勝敗の決定は、次によるものとする。

1. 正しい礼法・作法による、充実した氣勢と適正な姿勢をもって、正確な技術と刀法に基づいた気・杖(剣)・体一致の技前と心構えの優劣によって、勝敗の判定を決定する。
2. 試合技は、その全部または一部を指定することができる。

第3章 禁止行為

第1節 禁止行為事項

(薬物使用)

第14条 禁止物質を使用もしくは所持し、または禁止方法を

第7条 判定は、次に示す基準により総合的に行う。

1. 充実した氣勢
2. 正しい姿勢
3. 正確な打突と打ち込みの強弱
4. 間合と間
5. 目付
6. 残心
7. 礼法
8. 気・杖(剣)・体の一致
9. 武道としての合理的な杖道であること。
10. 全日本剣道連盟杖道(解説)の審判・審査上の着眼点を参考とする。

第8条 規則第14条の禁止物質および禁止方法とは、世界ド

規 則

実施すること。

(非礼な言動)

第15条 審判員または相手に対し、非礼な言動をすること。

(禁止行為)

第16条 試合の進行に支障をきたし、試合の公正を害する言動をすること。

第 2 節 罰 則

第17条 第14条、第15条、第16条の禁止行為事項を犯した者は、負けとし、相手に勝旗数3本を与え、退場を命ずる。退場させられた者の既得権は、認めない。

細 則

ーピング防止機構(WADA)の最新の禁止表に掲載されているものをいう。

規 則

細 則

第 2 編 審 判

第 1 章 総 則

(審判員の構成)

第18条 審判に従事する者の構成は、審判長・審判主任（2試合場以上の場合）・審判員とする。

(審判長)

第19条 審判長は、公正な試合を遂行するための必要な権限を有する。

第 9 条 審判長の任務は次のとおりとする。

1. 規則および細則の厳正な運用に留意する。
2. 試合の進行について留意する。
3. 異議の申し立てについて裁決する。
4. その他、規則および細則にない諸問題、あるいは突発事故について判断する。

第10条 試合開始時の審判長の合図は、次のとおりとする。

1. 1 試合場の場合は、最初の試合者が開始線の位置に立ったとき、審判長は、起立し主審の宣告で試合を開

規 則

細 則

(審判主任)

第20条 審判主任は、審判長を補佐し、それぞれ当該試合場における運営に必要な審判上の権限を有する。

(審判員)

第21条 審判員は、主審1名、副審2名を原則とし、判定については、同等の権限を有す

始させる。

2. 2試合場以上の場合は、最初の試合者が開始線の位置に立ち、全体が揃ったとき、審判長は起立し、笛などで合図の後、主審の宣告で試合を開始させる。

第11条 審判主任の任務は、次のとおりとする。

1. 当該試合場の責任者とする。
2. 規則および細則が適切に実施されているか留意する。
3. 規則および細則の違反、あるいは異議の申し立てがあった場合は、適切敏速に処置し、必要に応じ審判長に報告する。
4. 当該試合場の審判員を掌握する。

第12条 審判員の任務は、次のとおりとする。

1. 当該試合を運営する。

規 則

る。

②. 主審は、当該試合運営の全般に関する権限を有し、審判旗（以下旗という）を持って判定などの表示と宣告を行う。

③. 副審は、旗を持って判定などの表示を行い、運営上主審を補佐する。なお、緊急のときは、試合中止の表示と宣告をすることができる。

(係 員)

第22条 試合運営上、掲示係・記録係・選手係を置く。その構成および任務は、細則に定める。

細 則

2. 宣告および表示を明確に行う。

3. 審判員相互の意志統一をはかる。

4. 審判員相互の旗の表示を確認する。

5. 試合終了後、必要に応じ審判主任または審判長の所見を徴し、他の審判員とともに当該審判の反省を行う。

第13条 規則第22条の係員の構成および任務は、次のとおりとする。

1. 掲示係は、原則として主任1名、係員2名以上とし、審判員の判定の掲示および審判旗の点検・確認をする。

2. 記録係は、原則として主任1名、係員2名以上とし、試合の結果を正確に記録する。

3. 選手係は、原則として主

任1名、係員2名以上とし、
試合者の招集・用具などの
点検にあたる。

第14条 審判員の服装は、剣道
着・袴とする。

ただし、その大会で定められ
た場合は、この限りではない。

第2章 審 判

第1節 審判事項

(勝敗の決定)

第23条 勝敗の決定は、勝旗数
の多い方を勝ちとする。

(審判方法)

第24条 審判員は、次の方法に
より審判を行う。

1. 主審は、試合者が開始線
の位置に立ったとき、「始
め」の宣告により、試合を
開始させる。
2. 審判員は、反則を認めた
場合は、試合を中止させ、
反則の事実について合議す
る。
3. 勝敗を決する場合、審判

員は、主審の「判定」の宣告と同時に旗で表示を行う。

第2節 審判の処置

(負傷または事故)

第25条 負傷または事故などにより試合が継続できない場合は、その原因を質し、次の処置をする。

1. 試合継続の可否判断は、医師の意見を徴し審判員の総合判断とする。その処理に要する時間は、原則として5分以内とする。
2. 負傷が軽微で、試合に堪えられるにもかかわらず、試合の継続を拒んだ者は負けとする。
3. 負傷により試合が継続できないとき、その原因が一方の故意および過失による場合は、その原因を起こした者を負けとし、その原因が明瞭でない場合は、試合不能者を負けとする。

規 則

4. 負傷以外の事故によって
試合が継続できない者は、
負けとする。

(棄 権)

第26条 試合を棄権した者は、
負けとし、その後の試合に出
場することができない。

(試合不能者・棄権者の既得本数)

第27条 第25条・第26条の勝者
に対し勝旗数3本を与える。

(加害者の既得権)

第28条 第25条3号の加害者と
して負けとされた者の、既得
権は認めない。

第3節 合議・異議の 申し立て事項

(合 議)

第29条 審判員は、合議を必要
とするときは、試合を中止し、
試合場中央で、合議を行う。

細 則

第15条 規則第26条(棄権)は、
次のとおりとする。

1. 健康上およびその他の事
由により、自ら試合するこ
とを止めた場合。

(異議の申し立て)

第30条 何人も、審判員の判定に対し、異議の申し立てをすることができない。

第31条 監督は、この規則の実施に関して疑義があるときは、その試合者の演武終了時まで、審判主任または審判長に対して、異議を申し立てることができる。

第3章 宣告と旗の表示

(宣 告)

第32条 審判員の宣告は、開始・中止・勝敗・合議などについて行い、その要領は別表のとおりとする。

(旗の表示)

第33条 審判員の旗の表示は、中止・勝敗・合議などについて行い、その要領は別表のとおりとする。

第4章 補 則

第34条 この規則に定められていない事項が発生した場合は、審判員は合議し、審判主任または審判長に図って処理する。

付 則

1. 大会の規模、内容など特別の事情がある場合には、この規則および細則の目的を損なわない限り、これによらないことができるものとする。
2. この規則は平成24年4月1日から施行する。

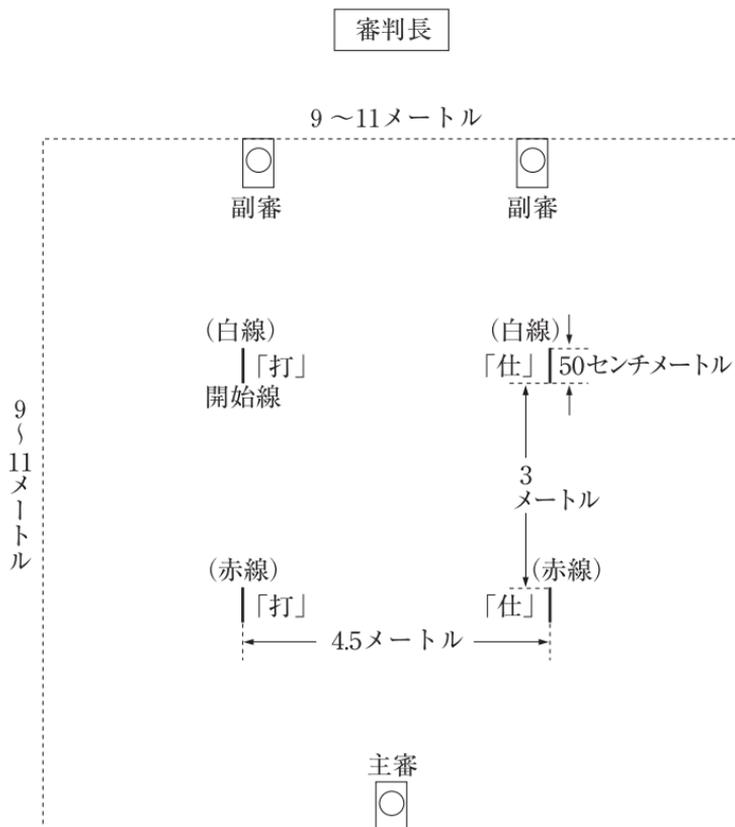
1. この細則は平成24年4月1日から施行する。

[別表] 審判員の宣告と旗の表示方法

	事 項	宣 告	旗 の 表 示	要領
基本姿勢			両旗を広げて両手で持ち、 両拳を膝上に置く。	図 1
開始・中止・合議	試合を開始するとき	「始め」	両旗は体側	図 2
	試合を中止するとき	「止め」	両旗を真上に上げる	図 6
	審判員が合議をするとき	「合議」	両旗を右手で真上に上げる	図 7
交替	「仕」打交替のとき 交替後	「仕・打交替」 「始め」	両旗は体側 〃	図 3 図 3
勝敗の決定	赤(白)旗 3 本のとき	「判定、赤(白)の 勝ち、勝負あり」	旗を体側斜め上方に上げる	図 4
	主審が赤(白)勝ち、 副審 2 名が白(赤)勝 ちの表示をしたとき	「判定、白(赤)の 勝ち、勝負あり」	主審は旗を体側斜め上方に 上げた赤(白)旗を下ろし、 白(赤)旗を体側斜め上方に 上げる	図 4
	一方が指定技を間違 えたとき ※指定技を間違えた者 も最後まで演武する	「合議」 「判定、赤(白)の 勝ち、勝負あり」	両旗を右手で真上に上げる 旗を体側斜め上方に上げる	図 7 図 4
	双方が指定技を間違 えたとき ※最後まで演武する (判定基準により勝敗決定)	「合議」 「判定、赤(白)の 勝ち、勝負あり」	両旗を右手で真上に上げる 旗を体側斜め上方に上げる	図 7 図 4
	不戦勝ちしたとき	「勝負あり」	旗を体側斜め上方に上げる	図 5
	試合不能のとき	「勝負あり」	旗を体側斜め上方に上げる	図 5
	禁止物質の使用・所持、 非礼な言動をしたとき	「止め」 「合議」 「判定、赤(白)の 勝ち、勝負あり」	両旗を真上に上げる 両旗を右手で真上に上げる 旗を体側斜め上方に上げる	図 6 図 7 図 5
負傷事故棄権	負傷・事故・棄権など によって試合が継続 できなくなったとき	「勝負あり」	旗を体側斜め上方に上げる	図 5

第1図 試合場（基準）

正面

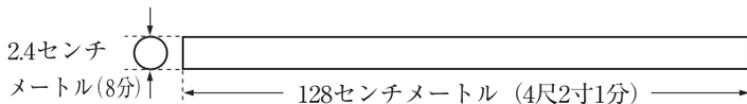


* 試合場の枠は線を設けない。

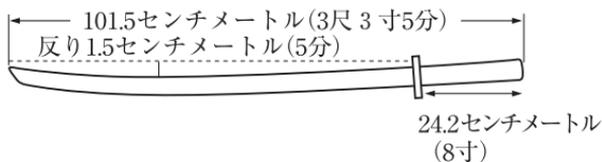
* 会場の条件により、試合場の大きさは適宜縮小することもあり得る。

第2図 用具

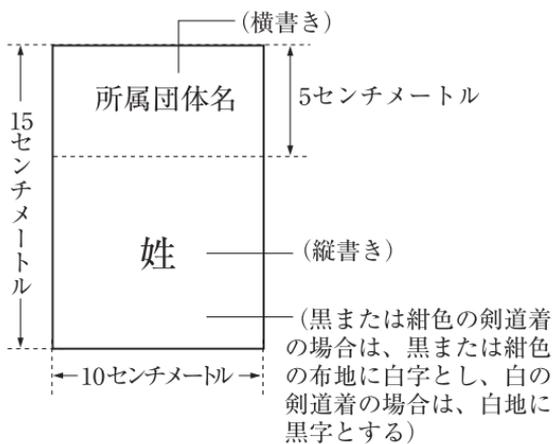
杖



太刀 (木刀)



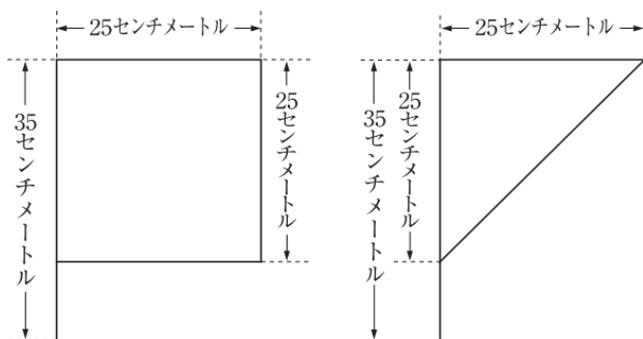
第3図 試合者の名札



第4図 審判旗などの規格

・ 審判旗 (赤・白)

・ 監督旗 (赤)



付1 杖道試合・審判運営要領

平成9年7月1日

平成15年8月1日改訂

全日本剣道連盟

『入場等』

1. 試合者は、所定の試合場において待機し、呼び出しに応じて、試合場外の待機場所より試合場に入り、開始線の位置につく。

1. 審判員が入場する場合は、主審を中央に審判旗を右手に持ち整列した後、正面への礼の後、定位置につく（審判員の移動・交替要領 第1図）。

『審判員の旗の保持と交替』

1. 審判員は膝の上に、主審は赤旗を右に白旗を左（副審は赤旗を左に白旗を右）に広げて持つ。両膝の間は、30センチメートルを基準とする（旗の表示要領 第1図）。

2. 審判員の交替要領は、次による（審判員の移動・交替要領 第3図～第6図）。

－主審と副審の移動交替－

(1) 各審判員は、両旗を巻かずに、定位置に移動し交替する（第3図）。

－その場での審判員の交替－

(2) 各審判員は、両旗を巻き、次の審判員と相互に礼をし、交替する（第4図）。

試合者要領

審判員要領

- －移動しての1名の交替－
- (3) 各審判員は、定位置に移動し、主審を終えた審判員は両旗を巻き、次の審判員と相互の礼をし交替する(第5図)。
- －終了した審判員の交替－
- (4) 終了した審判員は、両旗を巻き、整列し次の審判員と交替する(第6図)。
3. 審判員交替の場合は、主審を中央に整列し、正面への礼をし、退場する。

『正面への礼』

1. 試合者は次の場合、主審の号令により正面への礼を行う。
- (1) 第1試合の開始時および決勝戦の開始時と終了時。
- (2) 試合が2日以上にわたる場合、第1試合の開始時と最後の試合の終了時および決勝戦の開始時と終了時。
- (3) 正面への礼は、開始線の位置で行う。
1. 審判員は、正面への礼を次の場合に行う。
- (1) 第1試合の開始時および決勝戦の開始時と終了時。
- (2) 試合が2日以上にわたる場合、第1試合の開始時と最後の試合の終了時および決勝戦の開始時と終了時。
- (3) 主審は、審判員および試合者が整列した直後、正面への礼の号令を行う(第1

図 試合前後の整列方法)。

『相互の礼』

1. 試合者は次の要領で相互に礼を行う。

(1) 試合者は主審の「始め」の宣告で相互に礼をし、試合を開始する。

(2) 試合者は定められた技を終了し、開始線に戻り、相互に礼をし、審判員の判定を待つ。

『開始』

1. 試合者は、試合を開始する場合、「打」は提刀姿勢「仕」は常の構えで開始線に立ち、主審の宣告で「打」は提刀姿勢「仕」は提杖で相互に礼をし、その後、「打」は携刀姿勢、「仕」は常の構えとなり試合を開始する。

1. 審判長は、第1試合および決勝戦開始の場合、次により行う。

(1) 1試合場の場合は、最初の試合者および決勝戦の試合者が、「打」は提刀姿勢「仕」は常の構えで開始線の位置に立ったとき、審判長は起立し、主審の宣告で試合を開始させる。

(2) 2試合場以上の場合は、最初の試合者および決勝戦の試合者が、「打」は提刀

試合者要領

審判員要領

姿勢「仕」は常の構えで開始線に立ち、全体が揃ったとき、審判長は起立し、笛などで合図の後、主審の宣告で試合を開始させる（旗の表示要領 第2図）。

『中止の要請』

1. 試合者は、試合の中止を要請する場合、手を上げ、かつ主審に向かって発声し、直ちにその理由を主審に申し述べる。

1. 試合者より試合中止の要請があった場合、主審は直ちに試合を中止し、中止要請の理由を質す（試合・審判規則第11条）。

2. 前項の中止要請が不当と審判員が判断した場合、合議を行う。

『中 止』

1. 試合者は、審判員の「止め」の宣告があった場合、直ちに試合を中止し、「打」は構えを解いたかたち「仕」は常の構えで開始線に戻り、主審の宣告または指示を受ける。

1. 審判員の中止宣告は、次の場合に行う。

- (1) 反則の事実
- (2) 負傷や事故
- (3) 危険防止
- (4) 異議の申し立て
- (5) 合 議

2. 中止宣告の場合、審判員は次による。

試合者要領

審判員要領

- (1) 試合者より、中止の要請があった場合、主審は直ちに試合中止の宣告と同時に旗の表示を行う（旗の表示要領 第6図）。
- (2) 副審が中止の宣告をした場合、主審は直ちに試合中止の宣告と同時に旗の表示を行う（旗の表示要領 第6図）。

『合 議』

1. 試合者は、主審が合議の宣告をした場合、試合を中止し、「打」は構えを解いたかたち「仕」は常の構えで開始線に戻り待機する。

1. 審判員の合議は次の場合行う。
 - (1) 指定技間違え
 - (2) 禁止行為の事実
 - (3) 監督の異議の申し立て
2. 審判員は合議を次により行う。
 - (1) 合議の宣告と同時に旗の表示を行い、試合者を「打」は構えを解いたかたち「仕」は常の構えで開始線に戻らせ、待機させる（旗の表示要領 第7図）。
 - (2) 副審が止めを宣告し、合

試合者要領

審判員要領

議を要請した場合は、主審は直ちに試合を中止し、合議の宣告と同時に旗の表示を行う（旗の表示要領 第6図→第7図）。

- (3) 試合途中に合議の必要を生じた場合は、試合の中止を宣告し、(1)(2)の要領で合議を行う。

ただし、指定技間違えの合議は判定直前に行う。

『再開』

1. 試合者は、中止後に試合を再開する場合、開始線に立ったまま主審の宣告により試合を再開する。

1. 試合中止後に再開する場合は、主審は、試合開始の要領で行う（旗の表示要領 第2図）。

『異議の申し立て』

1. 監督が異議の申し立てをした場合、試合者は「合議」の場合の要領で待機する。

1. 審判員は異議の申し立てがあった場合、次による。
- (1) 審判員は、直ちに試合を中止する（旗の表示要領 第6図）。
- (2) 審判主任または審判長は審判員に疑義の内容を合議させる。

試合者要領

審判員要領

- (3) 審判主任または審判長は、その結果を監督に伝える。
- (4) 主審は、試合を再開する（旗の表示要領 第2図）。

『勝敗の決定』

1. 試合者は、演武を終了し、開始線に立ち、相互の礼の後、「打」は提刀姿勢「仕」は常の構えで勝敗の判定を待つ。

1. 勝敗の判定を決する場合、審判員は、主審の「判定」の宣告に合わせ、勝者と判断した側の旗を表示する（旗の表示要領 第4図）。
この場合、引き分けの判定または棄権をすることはできない。

『試合不能』

1. 試合者は、試合不能により勝敗を決する場合、「打」は提刀姿勢「仕」は常の構えで開始線に立ち、主審の宣告を受ける。

1. 試合不能により勝敗の宣告をする場合、主審は勝者側に宣告と同時に旗の表示を行う（旗の表示要領 第5図）。

『不戦勝ち』

1. 試合者は、不戦勝ちで勝者の宣告を受ける場合、試合を行う要領で「打」は提刀姿勢「仕」は常の構えで開始線に立ち、主審の宣告を受け、元

1. 主審は勝者側に宣告と同時に旗の表示を行う（旗の表示要領 第5図）。

試合者要領

審判員要領

に戻る。

『終了』

1. 試合者は、試合を終了する場合、開始線に立ち、「打」は携刀姿勢から提刀姿勢となり、「仕」は常の構えから提杖となり、相互に礼をし、主審の宣告の後、試合場外に退場する。

1. 演武が終了し、相互の礼の後、試合者が「打」は提刀姿勢「仕」は常の構えで開始線に立ったとき、審判員は、主審の宣告と同時に旗の表示を行う（旗の表示要領 第4図）。
2. 試合が終了した場合、審判員は白旗を中に赤旗を外にして両旗を巻き、審判旗を右手に持ち、主審を中央にし、整列した後、正面への礼の後、退場する（審判員の移動・交替要領 第6図）。

『その他の要領』

1. 試合者の服装は清潔で、綻びや破れのないものとする。
2. 試合者は、審判員が交替して定位置につくまで、試合場に入ってはならない。
3. 次の試合者は、前の試合者が試合を終了し、開始線を離れ退場する時、待機場所より

1. 審判員は、試合開始前、試合者の服装（剣道着・袴・名札）の適否を確認する。
2. 審判員は、試合者が試合終了後、選手席などで不適切な言動を行った場合、もしくは行おうとした場合、厳正に指導する。

試合者要領

進み試合場に入る（第1図
試合前後の整列方法）。

4. 監督および他の試合者はサインなどによる指示や試合者への声援をしてはならない。

審判員要領

3. 各係員は、任務が円滑に遂行できるよう、審判主任または審判長を中心に事前に緊密な連携を取り、迅速かつ正確に任務を遂行する。

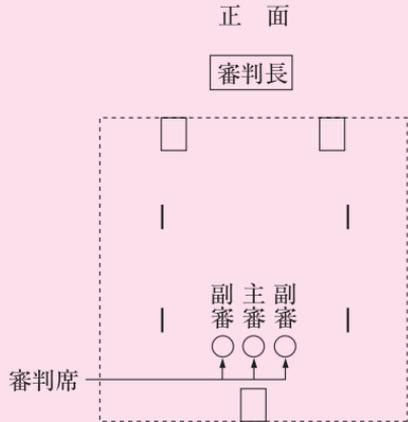
4. 掲示係は、審判旗の点検・確認をする。

審判員の移動・交替要領

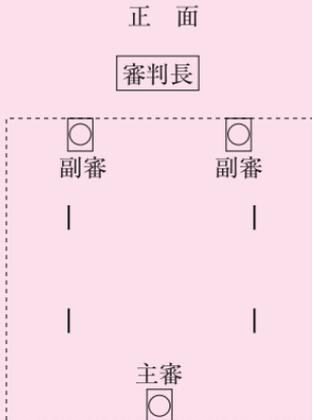
第1図 試合前後の整列方法



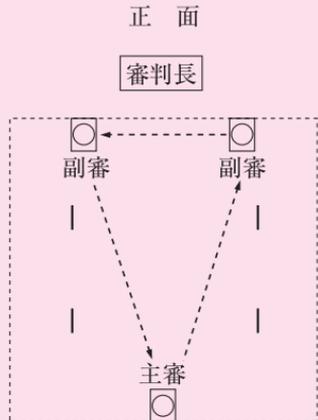
第1図 審判員の入場および整列



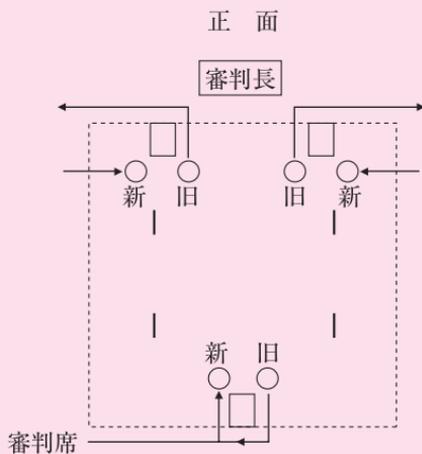
第2図 審判員の定位置



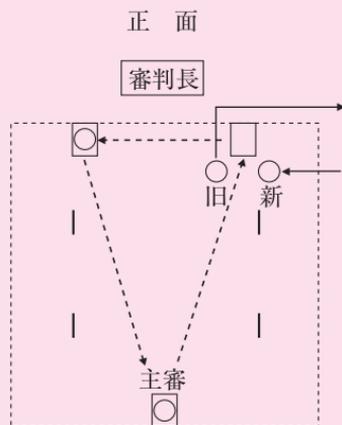
第3図 主審・副審の移動交替



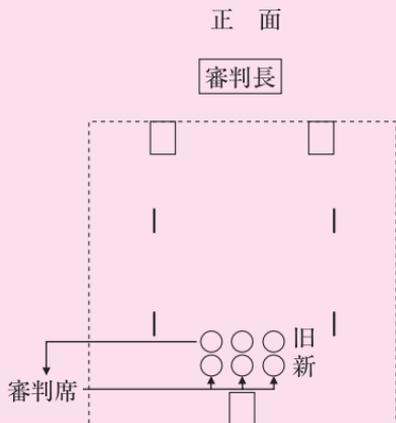
第4図 その場での審判員の交替



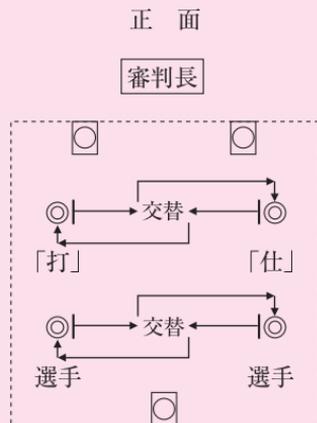
第5図 審判員が移動して交替



第6図 終了した審判員の交替



試合者の「仕」「打」交替要領



要領

- ①開始線間の中央まで進み、杖と太刀(木刀)を取換える。
- ②取換え後、「仕」「打」ともに半歩左に開き進む。
- ③開始線まで進み、双方右回りで正対する。

旗の表示要領

第1図 基本姿勢

- 膝の上に、主審は赤旗を右に白旗を左（副審は赤旗を左に白旗を右）に広げ持つ。
- 審判員は、椅子に腰掛け、両膝の間は30センチメートルを基準とする。



(主審)



(副審)

第2図 試合の開始・再開の宣告のとき

- 主審・副審とも起立する。



(主審)



(副審)

第3図 「仕」「打」交替のとき

- 主審は起立し、副審は椅子に腰掛けたまま。



(主審)



(副審)

第4図 勝敗の決定（勝者と判断した側の旗の表示要領）

- 審判員は起立し、旗を斜め上方に上げる。
- 主審・副審とも起立する。



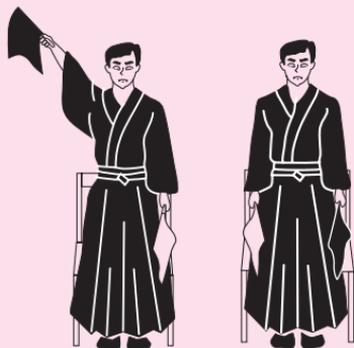
(主審)



(副審)

第5図 勝敗の決定（不戦勝ち等の
宣告のとき）

- 主審は起立し、旗を斜め上方に上げる。
- 副審は起立し、旗は体側。



(主審)

(副審)

第6図 中止のとき

- 審判員は起立し、両旗を真上に上げる。



(主審)

(副審)

第7図 合議のとき

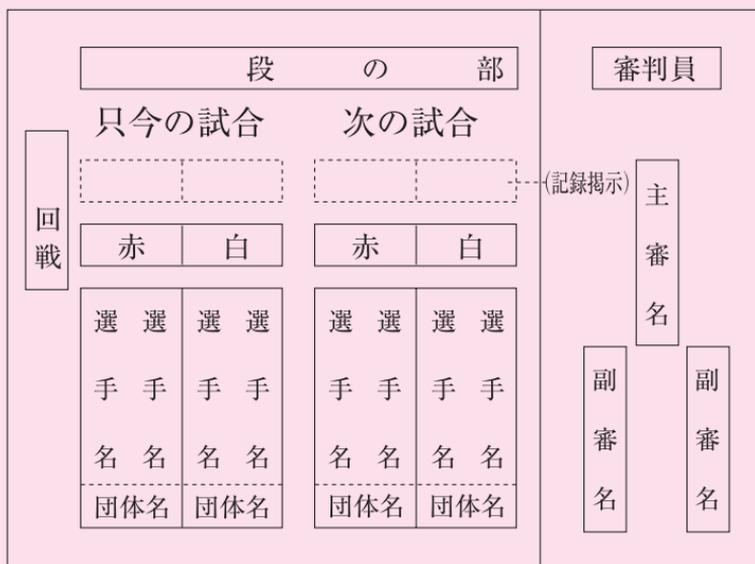
- 審判員は起立し、両旗を右手に
持って真上に上げる。



掲 示 要 領

1. 主審の宣告および審判員の旗の表示により、試合結果が分かるように、正確に掲示板に表示する
2. 試合での審判員名および選手名(団体名)を掲示板に掲示する方法は、第1図のとおりとする

第1図 掲示板および掲示方法



付2 杖道試合・審判規則の改正と 運用上の要点

平成9年7月1日

全日本剣道連盟

杖道試合・審判規則の改正と運用上の要点

(本規則の目的)

第1条

- 杖道の試合・審判に際して、公明正大に試合をし、適正公平に審判することを、大前提とし、試合・審判に関する規則の目的を明確にした。

(試合場)

第2条

- 床は板張を原則と、明確にした。
- 開始線間および赤・白の開始線間の距離（基準）を図示した。
- 1 試合場の枠（基準）を図示した。

(用 具)

第3条

- 用具を図示した。

(服 装)

第4条

- 試合者の服装を剣道着・袴と明確にした。
- 試合者の名札着用を規定した。
- 審判旗などの規格を明確にした。

(選手構成)

第5条

- 試合者の構成を明確にした。

(個人試合)

第7条

○個人の試合の勝敗の決定方法を明確にした。

(団体試合)

第8条

○団体試合の勝敗の決定方法を明確にした。

(試合の開始)

第9条

○主審の宣告によることを、明確にした。

(試合の中止、再開)

第10条

○中止と再開の要領を明確にした。

(試合の中止要請)

第11条

○不当な中止要請であれば、合議の対象となる。

(勝敗の判定)

第13条

○勝敗の決定についての基準を規定し、判定基準の諸点を細則に定めた。

(薬物使用)

第14条

○新たに薬物を使用することを、禁止事項とした。薬物については、今後細則に規定する予定である。

(罰 則)

第17条

- 第14条、第15条、第16条の禁止行為は杖道人としてあってはならない行為であるので、厳しく対処することとした。

(審判員の構成)

第18条

- 審判員の構成を規定した。

(審判長)

第19条

- 審判長の任務を、細則の方で具体例を列記した。
- 細則第9条3号の「裁決」とは、審判員3名で決められない高度なものについて、最終的に裁量をもって決定するという意味である。

(審判主任)

第20条

- 審判主任の任務を、細則の方で具体例を記した。

(審判員)

第21条

- 3人制を原則とし、判定については同等の権限である。
- 審判員の任務を、細則の方で具体例を記した。

(係 員)

第22条

- 従前は係ごとに規定していたが、一括して係員とした。

○大会規模・内容による柔軟な運営方法として幅を持たせた。

○任務は細則に移して、主催者側の裁量で運営できるようにした。

○細則第14条に、審判員の服装について明確にした。

(勝敗の決定)

第23条

○勝敗の決定方法を明確にした。

(審判方法)

第24条

○試合の開始・中止・判定までの審判要領を明確にした。

(負傷または事故)

第25条

○負傷または事故のとき、審判員がいかなる処置をするかは、試合運営にかかわることであるので、以前は試合規則にあったが、審判規則に入れた。

○試合継続の可否判断の処理に要する時間を原則として5分以内とした。

(棄権)

第26条

○棄権者の取り扱いを、細則で明確にした。

(試合不能者・棄権者の既得本数)

第27条

○負傷または事故者と棄権者による勝者の勝旗数を明確にした。

(加害者の既得権)

第28条

○加害者として負けとされた者の、処置を明確にした。

(合 議)

第29条

○審判員の合議要領を、明確にした。

(異議の申し立て)

第30条

○審判員のすべての判定に対して、異議の申し立ては理由のいかんを問わずできない。

第31条

○監督は、この規則一般についてその実施上明白に違反しているとの疑義が認められるときは、異議の申し立てをすることができる。

(宣 告)

第32条

○宣告と旗の表示を連携させ、別表にし見易くした。

(旗の表示)

第33条

○開始から終了までの、審判にあたっての、旗の表示要領を明確にした。

(補 足)

第34条

○大会の規模、内容などの特別事情をかんがみ、付記した。

杖道試合・審判運営要領

- 1 この要領は、試合運営の適正を図るために全剣連が行う試合の一般的な基準として作成したものであり、別に大会で要領を決めることを拘束する趣旨のものではない。
- 2 第1試合の審判員が旗をもって試合場に入り、以後の試合の審判員の交替の際は、審判旗の授受を行わないこととした。
- 3 正面への礼および相互の礼の要領を明確にした。
- 4 勝敗の決定について、引き分けをなくし、審判員はどちらか一方の旗を上げなければならない。

